

2022 11

KAWASAKI

川崎南法人会だより

令和5年度税制改正に関する提言	2
税務署からのお知らせ	6
税のQ&A	10
健康クリニック	11
消防署からのお知らせ	12
活動報告	13
提供法人会からのお知らせ	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

表紙写真 (一社) 川崎市観光協会 提供 / 撮影場所: 瀟秀園 (大師公園)

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>発行所／公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人／広報委員会川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
<https://km-hojinkai.or.jp>TEL : 044-276-8731
FAX : 044-276-8738

令和5年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP B黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
- また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
- また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっ

ており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- 我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。
- (1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得

金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
- (3) 中小企業等の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。
- なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言いがたい。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップ

で解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害に

よる損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- 欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。

- ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとはいえず、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告

消費税

事 業 者 の 方 へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

📢 「インボイス」とは

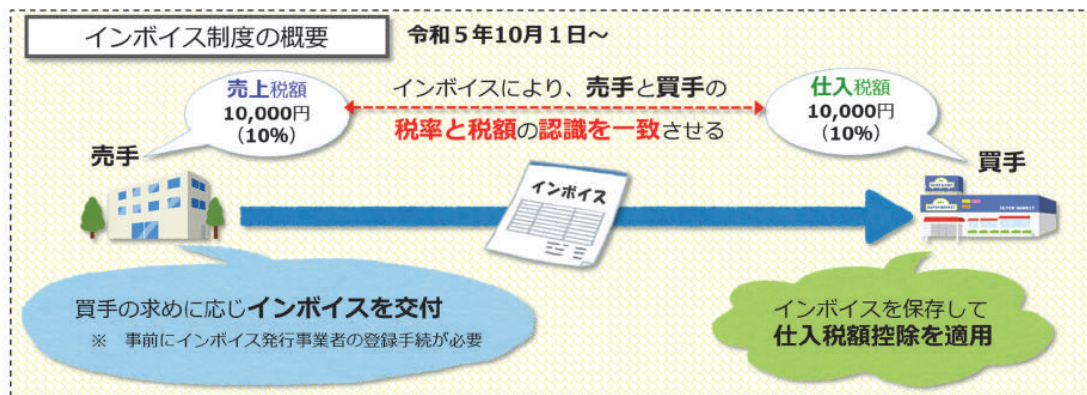
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**
9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)



消費税のインボイス制度説明会 を開催します!

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

- ① インボイス制度説明会（インボイス制度とは？ インボイス制度の仕組み）
- ② 免税事業者向け説明会（消費税の基本的な仕組み インボイス制度の概要）

2 説明会の日程（①インボイス制度説明会、②免税事業者向け説明会）

川崎南税務署（川崎区榎町3-18）では、次の日程で説明会を実施いたします。

① インボイス制度説明会（定員30名）	② 免税事業者向け説明会（定員30名）
令和 4年11月 8日（火） 10時30分～11時30分	令和 4年11月 8日（火） 13時00分～14時00分
令和 4年11月24日（木） 16時05分～16時35分	令和 4年11月24日（木） 10時00分～11時00分
令和 4年12月 6日（火） 10時30分～11時30分	令和 4年12月 6日（火） 13時00分～14時00分
令和 4年12月21日（水） 16時05分～16時35分	令和 4年12月21日（水） 10時00分～11時00分
令和 5年 1月13日（金） 13時30分～14時30分	令和 5年 1月13日（金） 15時30分～16時30分
【予約先】 川崎南税務署 TEL044-222-7531（代表）	
法人課税第1部門（内線413）	個人課税第1部門（内線213）

3 説明会の参加に当たって

参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、開催日の前日までに、予約先まで申込みをお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



川崎南税務署



簡単! 便利な!



キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに
詳しい
情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに
詳しい
情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに
詳しい
情報は
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

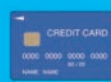
事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに
詳しい
情報は
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。



再転相続で、 …税額軽減制度は適用しない？！

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 父に続き、母も、 …相次いで亡くなる場合のケース別相続及び相続税。

昨年11月に父甲が亡くなりました。法定相続人は、母乙、私A及び妹Bの3人です。ところが、遺産分割協議をする暇もなく、本年1月、母乙が亡くなりました。母乙の法定相続人は、私A及び妹Bの2人です。

父母は、自宅を売却して老人ホームを終の棲家としていましたので、財産はほぼ預貯金のみで、父の遺産は1億円、母固有の遺産は5千万円です。私Aと妹Bとで1/2ずつ相続するつもりですが、父の相続（以下『第1次相続』という。）及び母の相続（以下『第2次相続』という。）について相続税の申告をする場合、

①『第1次相続』について私Aと妹Bの遺産分割協議により亡母乙がすべて相続し、『配偶者に対する相続税額の軽減』制度（以下『税額軽減制度』という。）を適用し、『第2次相続』において兄妹の間ですべての遺産を1/2ずつ相続するケース。

②『第1次相続』については、遺産分割協議により亡母乙、私A及び妹Bが各人の法定相続分により相続し、亡母が相続した遺産について上記①と同様、『税額軽減制度』を適用し、『第2次相続』において兄妹間で1/2ずつ相続するケース。

③『第1次相続』及び『第2次相続』どちらも兄妹の間で1/2ずつ相続するケース。

以上、どのケースも可能と訊きました。

どのような相続をして、どのような申告をしたら良いでしょうか。

A. 『配偶者に対する相続税額の軽減』制度は適用しない。

相続税は、所得税と同様、超過累進課税となっており、課税遺産総額が増加すれば増加するほど、税率が10%、15%、20%、30%…と上がっていく。

上記《設例》①、②及び③について、『第1次相続』における相続税と『第2次相続』における相続税、そして、各人の納付税額合計を計算してみると、以下のようになる。

《設例》①：『第2次相続』における遺産は、1億円+5千万円=1億5千万円。税率30%。

(単位：円)

《設例》①の相続税	各人の合計額	母乙	兄A	妹B
第1次相続における納付税額	0	0	0	0
第2次相続における納付税額	18,400,000		9,200,000	9,200,000
各人の納付税額合計	18,400,000	0	9,200,000	9,200,000

*. 『第1次相続』においては、『税額軽減制度』により、納付税額0。

《設例》②：『第2次相続』における遺産は、5千万円+5千万円=1億円。税率15%。

(単位：円)

《設例》②の相続税	各人の合計額	母乙	兄A	妹B
第1次相続における納付税額	3,150,000	0	1,575,000	1,575,000
第2次相続における納付税額	7,700,000		3,850,000	3,850,000
各人の納付税額合計	10,850,000	0	5,425,000	5,425,000

*. 『第1次相続』においては、『税額軽減制度』により、母のみ納付額0。

《設例》③：『第2次相続』における遺産は、0+5千万円=5千万円。税率10%。

(単位：円)

《設例》③の相続税	各人の合計額	母乙	兄A	妹B
第1次相続における納付税額	6,300,000	0	3,150,000	3,150,000
第2次相続における納付税額	800,000		400,000	400,000
各人の納付税額合計	7,100,000	0	3,550,000	3,550,000

*. 『第1次相続』においては、母は相続しないため、母のみ納付額0。

相続税を申告する際、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』や『配偶者に対する相続税額の軽減』制度等を適用して、納付する相続税額を軽減する。しかしながら、あまりに短期間のうちに相続が続けて開始した場合には、特例を適用しても第1次・第2次の相続税額合計を軽減できないことがある。これは、『第1次相続』の税額軽減の対象となった遺産が、『第2次相続』において再度課税されることになり、超過累進課税の適用を受けるためである。『第1次相続』における遺産と『第2次相続』における遺産は分けることが得策となる。

《設例》においては、各人の納付税額合計が、①18,400千円>②10,850千円>③7,100千円となるので、何か特別な事情がない限り、③を選択した方が良さそうである。

相続（税）対策とは、中長期的なことと肝に銘じておこう。

シニアの糖尿病

～血糖値気にしてますか？～

川崎幸クリニック 糖尿病専門医 安島 美保 医師



❖ 糖尿病とは？

糖尿病は、血糖値を下げるホルモン「インスリン」の作用不足が原因で、高血糖状態が慢性的に続く病気です。「喉が渇く」「尿が多い」「だるい」「感染症や傷が治りにくい」などの症状が代表的ですが、何年も症状が無いまま進行することもあります。高血糖が続くと血管は硬く、脆く、詰まりやすくなり、神経や眼、腎臓、心臓、脳などの合併症を引き起こします。また、糖尿病は高血圧、脂質異常症、脂肪肝、がん、うつなどの疾患とも関係があり、こうした疾患を併発することでより合併症が進みやすくなります。



❖ 高齢者の糖尿病の特徴

高齢者の糖尿病の特徴は、食後高血糖を生じやすく、軽度の糖尿病でも脱水や感染症をきっかけに意識障害を伴うほどの高血糖をきたすことがあり、また治療薬による低血糖のサインがあらわれにくいいため重度の低血糖に陥りやすいことです。低血糖は、ふらつきによる転倒や骨折、認知症、心疾患などにつながるため、特に注意が必要です。さらに、脳卒中、虚血性心疾患、心不全、腎臓病、関節疾患などを併発していて、多くの薬を内服していることがあり、その時々で薬の調整が必要となることがあります。認知機能障害、フレイルなどで介護が必要となり、血糖値以外の問題が重要となるケースも少なくありません。



❖ 糖尿病の予防

バランスのとれた食事と継続的な運動は、糖尿病になりにくい体を作り、何より知力、体力、気力の維持向上に繋がります。筋肉は糖を取り込む性質があるため運動で筋肉をつけることは、血糖値の上昇を押さえ、転倒予防にもなります。



高血糖があることで、上記にあげた合併症のみならず、認知機能低下や筋力低下が生じやすくなるため、より老化が早まってしまうことがあります。身体的な問題や環境的な問題で、治療に制限のある場合もありますが、できれば早い時期から放置せず、治療効果がすぐ出なくてもあきらめずに治療に取り組みましょう。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土曜 8:00～17:00 日曜 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00

防火基準適合表示制度をご存じですか？

皆さん、このマークを見たことはありますか？

このマークは、「防火基準適合表示制度」の表示マークになります。

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災（死者7名、負傷者3名）を受け、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が検査した結果、消防法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度です。

表示マークには、金色と銀色の2種類があり、表示基準に適合していると

認められた場合は、「表示マーク（銀）」が交付され、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、「表示マーク（金）」が交付されます。

表示マークは、ホテル・旅館等の建物に掲出することや、自社のホームページへ掲載できるなど、利用者等に建物の安全情報を提供するものです。

川崎市のホームページのほか、ガイドマップかわさき（川崎市地図情報システム）からも防火基準適合表示対象物を確認できます。

（参照先 <https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000058314.html>）



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

幸消防署管内では、次のホテル・旅館等に表示マークを交付しています

名称	所在地	有効期間	表示マーク
ホテルメッツ川崎	幸区堀川町 72-2	令和2年10月1日～ 令和5年9月30日	金
ホテルメトロポリタン川崎	幸区大宮町 1-5	令和4年10月1日～ 令和5年9月30日	銀

他にも市内では14件の金マーク、4件の銀マークが交付されています。

これらは、川崎市のホームページで確認出来ます。

【問合せ先】 幸消防署 予防課 TEL 044-511-0119

FAX 044-544-0119

青年部会 研修会

8月5日

会場：
川崎市教育文化会館
テーマ：
「研究で得たこと・研究
は発想の転換」
講師：
東京理科大学栄誉教授
光触媒国際研究ユニット
藤嶋 昭 氏



女性部会 税務署長との名刺交換会及び 租税教室研修会

8月25日

会場：川崎南税務署



決算法人説明会

8月23日・9月14日

会場：
カルッツかわさき
講師：
東京地方税理士会
担当税理士
川崎南税務署
担当官



消費税インボイス制度説明会 8月26日・9月27日

会場：
川崎市教育文化会館
講師：
川崎南税務署
足立 郁子
上席国税調査官



源泉部会 研修会

8月24日

会場：
カルッツかわさき
テーマ：
「インボイス制度対応策」
講師：
㈱ビーフォリア代表取締役
中小企業診断士
橋本 泉 氏



第27回ロボット競技大会

8月27日・28日

会場：
川崎市産業振興会館

青年部会では毎年
「川崎南法人会青年部
会長賞」としてお米
を協賛しており今年
度も新米40kgを賞品
として提供しました。



地方税の申告は **エルタックス eLTAX** で！

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅や
オフィスから

複数の地方公共団体
へまとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無料

国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。

これにより、PCdeskで給与支払報告書と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、提出できます。

eLTAXに関する、詳しい情報は
ホームページをご覧ください

ヘルプデスクへのお問合わせ

eLTAXをご利用できる時間

▶ <http://www.eltax.jp/>

▶ 0570-081459

▶ 8:30~24:00
(土日祝、年末年始12/29~1/3は除く。)

地方税共同機構



イメージキャラクター：エルレンジャー

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

以下の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp



※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？ (答えは15頁にあります)

7つの間違い探し

【作者紹介】 神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大学法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

消費税の期限内納付を
忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。(※4)



消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ★ 消費税は消費者からの預り金的性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。(※2)
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

新入会員のご紹介

(令和4年8月1日～令和4年9月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南2	サ ン ワ (株)	夏 蓓 治	京町 2-24-4-1301	化学プラント用機器のメンテナンス 他	事務局
東2	(株) 石田新聞販売所	石田 勝 一	東門前 3-1-23	新聞販売業	小山塗料(株)
中央	(株) ココディレクション	石田 誠 治	小川町 16-12-201	店舗内装設計、施工	AIG損害保険(株)
南2	清 豊 建 設 (株)	村岡 陽 介	小田 2-17-14	建設業	AIG損害保険(株)
幸3	(株) PROMINENCE	高橋 勝 希	塚越 2-286-1	建設業	AIG損害保険(株)
東3	(株) M T C 総和	工 藤 忠	日ノ出 1-15-13 B-105	建設業	菊三建設(株)
幸4	(株) ひまわり倶楽部	平野 幸 一	南加瀬 4-20-15-405	ハウスクリーニング	AIG損害保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

(新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせ下さい)

11月

2日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ:「年末調整説明等説明会」
 講師:川崎南税務署担当官 他
 会場:カルッツかわさき・オンライン
 時間:14:00～16:00

8日(火)

●青年部会 税務研修会

テーマ:「消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法」
 講師:川崎南税務署担当官
 テーマ:「今日からはじめる 投資術」
 講師:松本 純一 青年部会副部会長
 会場:東海道かわさき宿交流館
 時間:17:30～18:45

9日(水)

●第4回 広報委員会

会場:カルッツかわさき
 時間:11:00～12:00

9日(水)

●オンラインセミナー

テーマ:「年末調整実践セミナー」
 講師:税理士 大岡 百合子 氏
 時間:13:30～15:00

11日(金)

●税を考える週間協賛行事

講師:前田 治子 川崎南税務署長
 会場:ミューザ川崎 市民交流室
 時間:14:00～15:30

14日(月)

●社員研修講座

テーマ:「超一流のクレーム対応」
 講師:クレームコンサルタント
 谷 厚志 氏
 会場:カルッツかわさき
 時間:14:00～16:00

17日(木)

●納税表彰式

会場:川崎市産業振興会館
 時間:16:00～17:00

18日(金)

●新設法人説明会

講師:川崎南税務署担当官 他
 会場:川崎南税務署
 時間:13:30～16:05

24日(木)

●決算法人説明会

講師:川崎南税務署担当官 他
 会場:川崎南税務署
 時間:13:30～16:35

25日(金)

●消費税・インボイス制度 説明会

講師:川崎南税務署担当官
 会場:カルッツかわさき・オンライン
 時間:13:30～15:15

25日(金)

●全国青年の集い 沖縄大会

テーマ:「財政健全化につなげる!健康経営の実装と実践」
 講師:千葉大学医学部付属病院
 特任教授・産業医 吉村 健佑 氏
 会場:沖縄アリーナ
 時間:14:00～14:40

12月

2日(金)

●女性部会 年末研修会

会場:煌蘭
 時間:17:00～

5日(月)

●パソコン講習

テーマ:「エクセル基礎講座」
 会場:川崎市産業振興会館
 時間:17:00～20:00

6日(火)

●パソコン講習

テーマ:「エクセル関数活用講座」
 会場:川崎市産業振興会館
 時間:17:00～20:00

7日(水)

●幸支部合同 税務研修会

テーマ:「消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法」
 講師:川崎南税務署担当官
 会場:川崎市産業振興会館
 時間:15:30～16:30

13日(火)

●研修会

テーマ:「インボイス制度対応策」
 講師:中小企業診断士 橋本 泉 氏
 会場:川崎市産業振興会館・オンライン
 時間:14:00～16:00

21日(水)

●決算法人説明会

講師:川崎南税務署担当官 他
 会場:カルッツかわさき
 時間:13:30～16:35

● 税務無料相談 ●

相 談 日

11月の相談日／8日(火)、15日(火)

12月の相談日／6日(火)、13日(火)

午後1時～3時

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
 川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
 お気軽にご相談ください

場 所

横浜総合法律事務所
 横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
 相談については、事前に事務局までご連絡ください。
 (☎044-276-8731)

税に強い、経営者が 次世代を支える!

会員企業は
70万社超!

法人会キャラクター
けんた君

法人会って、
どんな団体?



4分で
法人会を
知れる!

スペシャルムービー
公開中!

法人会とは?

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 